

障害者活躍推進計画

更別村教育委員会

(令和7年3月策定)

機 関 名	更別村教育委員会
任 命 権 者	更別村教育委員会教育長
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	<p>更別村教育委員会は、事務局職員は、更別村からの出向による一般職常勤職員6名、パートタイム会計年度任用職員10名程度であり、学校給食センターは、一般職常勤職員2名（内1名は北海道派遣職員）、パートタイム会計年度任用職員6名程度となっている。</p> <p>一般職常勤職員の全ては、更別村からの出向、北海道派遣の職員であり教育委員会により募集・採用は行っていない。</p> <p>パートタイム会計年度任用職員については、教育委員会で採用しているが、その多くは専門性を持った資格取得者である。</p>
目 標	
1. 採用に関する目標	<p>○一般職常勤職員については、更別村と連携のうえ障害者雇用の推進に努める。</p> <p>○パートタイム会計年度任用職員については、障害者雇用に限定した募集は行わないが、障がいがある方が応募された際は、採用に努める。</p>
2. 定着に関する目標	○雇用障害者は在籍しないが、新たに採用した場合には不本意な離職を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として教育次長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>

<p>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○障害者一人ひとりの特性・能力等を把握し、本人に合った職務の選定及び創出に努めるとともに、更別村とともに障害者が活躍できる職場づくりに努める。</p>
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>パートタイム会計年度任用職員の募集・採用にあたっては、以下の取り扱いは行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の販売の促進に対する活動に協力する。</p>